

# ワイン産地としてのラングドック・ルーシヨンの形成

## ——逆境を覆した力——

安田 まり (ワインジャーナリスト・ワインエディケーター)

### はじめに

ラングドック・ルーシオン地方は、ガール、エロー、オード、ピレネー＝オリエンタルの4県に広がるフランス最大のワイン生産地域である。北部はセヴェンヌ山脈とその支脈が立ち並び、その麓の斜面にブドウ畑が広がるが、パ＝ラングドックと呼ばれる南東部の地中海沿いは平地である。ブドウ栽培は、紀元前2世紀、ローマの属州となったナルボネンシス（現在のナルボンヌ）を中心に広がった。

ブドウ栽培に最適といわれる地中海性気候に恵まれた場所でありながら、大市場への交通路の途上に、ブルゴーニュとボルドーという二大銘醸地があったがために、発展のポテンシャルは制限された。19世紀、鉄道の普及により大市場パリと直結すると、ワイン産業は活気づくが、大量消費のワインが主体となったために、20世紀初頭から生産過剰と価格の下落に苦しむ。植民地アルジェリアからの低価格ワインの流入、アルジェリアの独立後は、欧州ワイン共通市場制度の誕生によりイタリアから低価格ワインが流入し、苦境は続いた。これに対し、ブドウ樹の引き抜きや、高品質のブドウ品種への植え替え、醸造・栽培設備の近代化などの対策が取られ、徐々に苦境を脱却していくが、本稿では、「アペラシオン・ドリジヌ・コントロレ (Appellation d'Origine Contrôlée: 原産地統制名称)」の観点から、「逆境を覆した力」を考察したい。

### 1. ラングドック・ルーシヨンの「逆境」

#### (1) エリート産地により発展の芽が摘まれる

ラングドック・ルーシヨンの逆境の始まりは、ボルドーとブルゴーニュという二大銘醸地に起因する。11世紀頃、ワインの主要な消費地は、英国やフランドル（フランス最北東端と現在のベルギー全体を含む地方）であった。ラングドック・ルーシオンには当時、ワインのような重い荷物を積み出せる港はなかった。このため、北方にワインを届けるためのルートは二つに限られた。

- (a) 西に向かい、ガロンヌ川から川を經由してボルドーに持っていくルート、
- (b) ローヌ川、ソーヌ川を北上し、ブルゴーニュを通るルート

ボルドーもブルゴーニュも、4世紀にはその名声が確立されており、自分たちのワイン販売を守るために、ラングドック・ルーシオンのように域外から持ち込まれるワインにさまざまな制限を課した。その代表例がボルドーの「ボルドー特権」である。ボルドーを含むアキテーヌ地方が

イギリス領となり、ボルドーがイギリス向けのワイン販売をほぼ独占していた13世紀、イギリスの船団は、ブドウの圧搾が終わる10月上旬にボルドーに到着し、樽に入れられた出来たばかりのワインを買い入れ、クリスマスに間に合うように戻っていった。すなわち、クリスマス前までがワインの最も売れる時期であり、ボルドーのブルジョワ層は、この時期に自分たちの商売が、内陸部から河川を経由してボルドーに送られてくるワインに邪魔されないように、奥地からのワインの積み出し日を制限したり、通行を妨げるなど様々な措置を取っていた。英仏の百年戦争のさなかの1373年、イギリス王エドワード3世は、フランス王に協力した内陸の諸都市に対抗するために、「サン・マケール（ボルドーセネシャル裁判所管轄区<sup>(1)</sup>の境界）より上流の地域は、反抗が続く限り、クリスマス以降でなければボルドーにワインを運んではならない」と命令書に記した。「特権」と呼ばれたこの規定は、以降、王の同意により承認、明文化され、一つの慣習としての性格を持った。百年戦争が終わり、アキテーヌ地方がフランス領に戻った後、一時的に特権は撤廃されたが、ルイ11世が完全に復活させ、1776年の王令で撤廃されるまで続いた。

このような措置のために、ラングドック・ルーシオンは、ヨーロッパ北部へのワイン交易により利益を得るというワイン産地の発展の図式の恩恵にあずかることができなかったのである。その中でも17世紀に名前が聞こえていたのは、「ブランケット（発泡ワイン）」として知られていたリムー<sup>(2)</sup>や、フロンティニャンで造るミュスカ種からの甘口ワイン<sup>(3)</sup>、バニユルスの甘口ワインで、これらはボルドーやブルゴーニュでは造ることのできないワインであったために、その名が知られることとなった。

17世紀になり、ようやくラングドック・ルーシオンのワイン産業が活気づく。1666年のセート港の建設によりイタリア、スペイン、プロヴァンス地方への交易路が開き<sup>(4)</sup>、1681年のミディ運河（地中海とガロンヌ河を結ぶ）の完成により、ボルドーまでの道が通じた。さらに1709年1月には、フランス北部のワイン産地が大寒波で大きな被害を受けたために、パリの商人が買いつけに現れ、特例の免税措置も取られた。以降、パリ商人は気候条件に左右されやすいパリ近郊のブドウ栽培に対応するために、繰り返しラングドック・ルーシオンを訪れるようになり、ワインの価格も上昇していく。歴史家のロジェ・ディオンは、エロー県の古文書を調べ上げ、「アンシャン・レジム末期のモンペリエでは、王国のほかの地方がラングドックのワインを買い求めたため、この地方の商人たちが急速に富を増したことがわかる」<sup>(5)</sup>と指摘している。注目すべきことは、ディオンの記述している通り、この時代の繁栄のもとで拡大したワインは、パリまでの輸送費用がかさむため、それに見合った価格で販売できる、富裕階級が買い求める上質ワインであったことである。

## (2) 大市場パリとの直結で生産過剰に

1853年の鉄道革命とフィロキセラの発生が、ラングドック・ルーシオンのワイン造りを大きく変えてしまう。鉄道の敷設により、ラングドック・ルーシオン地方と大消費地のパリ、北フランスの市場が直結されると、それまで輸送費用の軽減のために蒸留してリキュールなどに加工していた並級のワインが、大衆向けとしてそのまま出荷されるようになった。

さらにフィロキセラ災禍後、ブドウ畑は、丘陵部から平野部へと拡大し、並級ワインが大量生産され、ラングドック・ルーシヨン地方はさながら「フランスのワイン工場」<sup>(6)</sup>のような様相となる。フィロキセラ対策には、罹患したブドウ樹の引き抜きや台木の購入、植え替えなどの様々な費用がかかるため、資本金のある大規模生産者に有利な状況となり、彼らは平野部の大規模な土地改良を進め、パリやフランス北部の旺盛な需要に応えるべく、収量の多い品種を導入し、並級ワインの大量生産を行ったのである。

ラングドック・ルーシヨンが20世紀を通じて苦しむこととなる生産過剰の問題は、まさに世紀の変わり目から現れる。生産過剰によりワインの価格は暴落した。1880年代、ラングドックの並級ワインの価格は1ヘクタリットルあたり30フランであったが、1900年には11フラン、1901年には8フラン<sup>(7)</sup>に下落する。生産者は税金を払えず、このため当局は差し押さえなどの措置に出る。1907年、生産者の怒りはついに爆発し、6月20日にナルボンヌで大規模な暴動がおり、死傷者も出る事態となった。

第一次世界大戦中はワインの生産量が減少し価格が上昇したため、緊迫した事態は一時沈静化するが、戦後、フランス全土の生産量が伸び<sup>(8)</sup>、植民地アルジェリアでのワイン生産も拡大し<sup>(9)</sup>、フランスのワイン市場は供給過剰の状態に陥る。1923年以降、一部の年を除き、供給過剰は慢性的なものとなってしまった。

## 2. AOCではなくVDQS

### (1) バルト法

ラングドックのエロー県選出の議員、エデュアル・バルト (Barthe) は、地元の中小規模の生産者を守りながら生産過剰を抑えるための法律を1931年7月4日に成立させた。この法律は以降、1933年7月、34年12月、35年8月のデクレ・ロワにより修正が加えられ、一連の法律が「ワイン法 (Statut Viticole)」と呼ばれた。ラングドック・ルーシヨンでは「バルト法」と呼ばれている。

生産過剰対策として、年産500ヘクタリットル以上の生産者に対して、生産量が多い場合に義務付ける強制蒸留<sup>(10)</sup>、10ヘクタール以上を所有し年産500ヘクタリットル以上の生産者に対して、向こう10年間の新たなブドウ樹の植樹禁止<sup>(11)</sup>、ブドウ樹の引き抜きの奨励金、収穫量に応じた課税<sup>(12)</sup>、灌漑の禁止など、大規模生産者 (アルジェリアの生産者も含む) に対しては厳しく、中小規模の生産者を保護する内容となった。さらに、ブドウの引き取り最低価格の制定、生産者での在庫ブロック (留め置き)<sup>(13)</sup>、分割出荷が規定され、統制経済的な対策が導入されたのである。

### (2) AOCの制定<sup>(14)</sup>

1929年の世界恐慌、その後の輸出市場の崩壊により、ボルドーやブルゴーニュなど、古くから名声が確立されていたワインの市場は混乱を極める。これに加え、前述の「ワイン法」により、

一連の生産調整対策が並級ワインに適用されると、この制約から逃れようと、「ボルドー」「ブルゴーニュ」などの「アペラシオン・ドリジヌ」(原産地呼称)を名乗るワインが急増する。「アペラシオン・ドリジヌ」は、1919年5月6日に規定された原産地呼称に関する法律<sup>(15)</sup>だが、地理的範囲だけを規定するのか、品質要件も含めるのか、解釈があいまいなままとなっていたため、例えばボルドーの地理的範囲内で造られていれば、本来のボルドーの名声を築いたワインとは比較にならないほど低い品質の並級ワインであっても、「ボルドー」を名乗ってしまったのである。

ボルドー選出の上院議員カピュス(Capus)は、この無秩序の混乱を目の当たりにし、名声あるボルドーワインを守るためには、その名声にふさわしい品質が備わっているように、生産者自らが管理を行なう必要があると考えた。ボルドー以外の高級ワインの産地でも、品質保証の考え方をアペラシオン・ドリジヌに盛り込むしかない、という考えが大勢をしめるようになる。1935年3月12日、カピュスは、コントロール(管理)されたアペラシオン・ドリジヌ、すなわち「アペラシオン・ドリジヌ・コントレ」の法案を上院に提出した。品質規定については、生産地域のほか、ブドウ品種、ヘクタールあたりの収量、ワインの最低アルコール度数、栽培・醸造方法を、品質をコントロールする具体的な指標として提案した。また、品質要件の設定と管理は、1919年の「アペラシオン・ドリジヌ」の制定以降、これを守るために高級ワインの各生産地でできていた生産者組合(syndicat)が行なうこととした。1935年3月22日に、すべての高級ワイン産地の代表者がこの法案支持に署名、同年7月30日のデクレ=ロワ<sup>(16)</sup>で、「アペラシオン・ドリジヌ・コントレ(Appellation d'Origine Contrôlée; 原産地統制名称)」が制定された。

### (3) VDQSの制定

VDQS(Vin D<sup>ヴァン</sup>élimité de Qualité Supérieure; 原産地名称上質指定ワイン)は、1949年12月18日の法律<sup>(17)</sup>で公式に認められた。そもそもVDQSは、1943年9月21日の省令で定義されていた。第二次世界大戦中、ワインが欠乏し始めていたことから、政府は以前禁止した品種からの醸造や、それまで実施していた生産規制政策の緩和などを行なったが、この規制緩和に伴い、品質レベルの低い並級ワインが増加した。この事態を憂慮し、政府は生産地域と品種は指定するが、生産規定はAOCほどに厳しくないというVDQSを設け、並級ワインよりも課税を軽減する政策を取ったのである。45年には全国レベルの生産者組織であるFAV(Fédération des Associations Viticoles; ブドウ生産者協会連盟)<sup>(18)</sup>のVDQS部門の会長に、ラングドックの生産者であったフィリップ・ラムール(Lamour)が就任し、VDQS制定の推進にラングドック・ルーシヨン地方が大きな影響力を持つこととなった。

### (4) ラムールの思惑

ラムールは、ラングドック・ルーシヨン地方の丘陵のワインを救済するためにVDQSが必要であり、VDQSとAOCは異なると考えていた。後にラングドック・ルーシヨンのVDQSがAOCへ

の昇格運動を始めた際、ラムールは明確に反対した。「南フランスのワインが名声を確立するためには時間がかかる。ボルドー、ブルゴーニュ、シャンパーニュは数世紀にわたる名声があり、そこに今日明日たどりつけるものではない」と、ラムールから昇格運動に反対するように依頼されたメゾヌーヴは、ラムールの主張を書き残している<sup>(19)</sup>。AOCはボルドーやブルゴーニュのワインのような、歴史に裏打ちされた名声を守るためのもので、そのような名声のないラングドック・ルーシヨンにはAOCではなくVDQSを適用させると考えていたのである。

実はラムールはラングドックの出身ではない。フランス北東部の出身で、パリでエリート弁護士として活躍していたが、1942年にガール県のベルガルドに移住した。この近辺はブドウに適した小石混じりの水はけのよい丘陵地帯でクレレットという伝統的な白ブドウが栽培されていた。丘陵地帯のため、平野部のように大量生産ができず、収量は平野部よりも自ずと少ない。しかし収量を抑えることでクレレットという並級のブドウから、とても香り豊かなワインを造っていた。ラムール自身も近隣の生産者と同様に収量を抑え、見事なワインを造りだした。ラムールは、ラングドックの中でもブドウ栽培に向いた丘陵地帯では、大量生産ではなく、収量を抑えて上質のワイン造りを進め、一方で大量生産が行われている平野部では、近くを流れるローヌ河から水を引き<sup>(20)</sup>、ブドウではなく、より平野に適した野菜や果実の栽培に転換することが、生産過剰に苦しむこの地域を救済する対策だと考えていたのである。

ラムールの考え方は、モンペリエ大学の経済学者であるジュール・ミロー (Milhau) 教授が支持し、後に同地方を支えていく生産者となる学生たちにも指導を行なっていく。しかし全体としては、ラングドック・ルーシヨンの生産者にはあまり受け入れられず、協同組合からは狂気と見られ<sup>(21)</sup>、平野部での並級ワインの生産は相変わらず続いていった。ラムールの主張が理解されなかった一つの大きな理由は、ラムールがラングドックの出身ではなく「よそ者」<sup>(22)</sup>であったことであろう。

### 3. VDQSではなくAOC

#### (1) 欧州ワイン共通市場制度の誕生

1958年1月、フランスとドイツ（加盟当時は西ドイツ）、イタリア、ルクセンブルク、ベルギー、オランダの6カ国間で、ヨーロッパ経済共同体（以降「CEE」と表記）が発足した。農業は、第二次大戦直後の食糧難の教訓から、食糧の安定的供給などを目的とし、6カ国で国境のない市場を形成し、共通の農業政策<sup>(23)</sup>（以降「PAC」と表記）が取られることとなった。

穀物などの主要農産物と同じく、ワインもPACの対象となり、1962年、CEE理事会規則24号（règlement n° 24/1962）<sup>(24)</sup>によりワインの共通市場制度<sup>(25)</sup>（以降「ワインOCM」と表記）が導入された。しかしながらワインOCMの第一歩となったこの規則は、わずか9つの条項から構成された簡単なものであった。詳細の規則については加盟国間の調整に時間を要し、1970年のCEE理事会規則816号と817号（règlement (CEE) n° 816/1970と817/1970）<sup>(26)</sup>により、ようやく詳細の規則が制定され、6カ国の間でワインの共通市場が誕生した。



## 共同研究：ワインをめぐる法と政策

なお理事会規則817号にて、ワインを、高級ワインであるVQPRDと、日常消費ワインであるヴァン・ド・ターブル（これまで並級ワインと称していたもの）に区別し、日常消費ワインについては、価格の動向をみながら、在庫や蒸留などの市場介入を行なう一方、VQPRDはそのような規制の対象外とし、自由な市場競争にゆだねるものとした。フランスのAOCとVDQSは、後者のVQPRDに分類された。

アルジェリアからの安価なワインの流入に苦しめられていたラングドック・ルーシヨンにとっては、ワインOCMの誕生により、安価なイタリアワインの流入に直面する事態となった。そもそも1962年にアルジェリアが独立した後も、フランス政府は工業界の要請を受け、アルジェリアをフランス北部の工業製品の市場とするために、同国からのワインの輸入を認め続けた。アルジェリアからの安価なワインの輸入が停止するのは、独立からほぼ10年を経た1971年、CEEとアルジェリアの合意で、アルジェリアが域外国として認定され、高い関税がかけられるようになってからである。アルジェリアに代わり、今度はイタリアワインに追い討ちをかけられるという状況であった。

### (2) プラン・シラク

後に大統領となるジャック・シラク（Chirac）が1972年7月に農相に就任した時には、アルジェリアやイタリアワインの流入の影響をまともに受けた南部のワイン産業を建て直すことが急務となっていた。

ラングドック・ルーシヨンの生産者との合意のもとに発表された一連の対策が「プラン・シラク」と呼ばれている。これは主に並級ワインの生産過剰に対する対策で、並級ワインを産出する平野部の畑約10万ヘクタール（当時のラングドック・ルーシヨンのブドウ畑の約4分の1）を、10～15年間の間に再編し、生産量を減らすもので、具体的にはブドウ樹の引き抜きや推奨品種への改植をすすめるための奨励金の導入、協同組合を中心に製造設備の近代化のために支援することなどが導入された。さらに協同組合がグループを形成し、販売を直接担当することも推奨した。これは販売経路を簡素化し、数量をまとめることにより、当時拡大し始めていた大規模流通業に対応させるためで、国とCEEが奨励金を支出した。

またシラクは、ヴァン・ド・ターブルの中でも生産地域を表示した上級クラスのヴァン・ド・ターブルであるヴァン・ド・ペイ<sup>(27)</sup>を促進させた。ヴァン・ド・ペイは現在、ラングドック・ルーシヨンの主力商品の一つである。

### (3) AOCを求めて

一方、VDQSのワインの産地は、AOCを渴望していた。エロー県の生産者であったジャン＝クロード・ブスケ（Bousquet）とジャン・クラヴェル（Clavel）が中心となり、AOCへの昇格運動を開始した。

ブスケは、1950年代にラムールの主張を支持したモンペリエ大学のミロー教授に賛同していた

数少ない生産者の一人である。ラングドック・ルーシヨンの経済・社会審議会（Conseil Économique et Social du Languedoc-Roussillon）の会長などをつとめたほか、ラングドック最大のVDQSであるコトー・デュ・ラングドックの組合の会長も務めた。75年にはAOCを管轄する国の機関であるINAO<sup>(28)</sup>の全国ワイン＝オー・ド・ヴィ委員会のメンバーとなる。このブスケが、INAO内を説得し、1975年、INAOにVDQSからAOCへの昇格のための審理委員会が設置され、ラングドック・ルーシヨン地方のVDQSのAOC昇格への道が開かれる。

ブスケが中央との調整役を担った一方、現場で生産者たちを率いたのがクラヴェルである。1976年にコトー・デュ・ラングドックの組合のマネージャーとなり、AOCへの昇格運動を現場で主導する。しかしながら、当時の生産者の認識は、AOCとはほど遠いものであったようだ。クラヴェルはその著書<sup>(29)</sup>の中で、象徴となる一つのエピソードを紹介している。76年春に、INAOのAOC昇格認定の審査団がラングドックを訪れた際、INAO側から昼食に、視察した生産者のワインを用意するようと言われていた。その昼食会に遅れてきた一人の生産者が、なんと「パステイス」の空きボトルにワインを入れて持参し、同席していたブスケが失望した視線を周囲に送ったというものである。パステイスはワインではなく、リコリス（甘草）やスターアニスなどを使った南フランス産のリキュールである。そのボトルに、ワインを詰めてきたということは、品質に関する意識が低いことを示している。AOCを求めるトップの思惑と個々の生産者の意識のレベルには大きな開きがあったのである。

このためクラヴェルは、（コトー・ド・ラングドックの）生産者全員に毎月、手紙を書き、フランスの消費傾向が品質志向に変化している中では、生産量を抑制し、価格を上げるようにしなければならないと説得をしたという<sup>(30)</sup>。また、生産者の代表団を積極的に海外の産地に視察に向かわせ、意識改革につとめたのである。

#### (4) VDQSではなくAOCを求めた理由

VDQSの創設者であるラムールは、クラヴェルらの昇格運動に対し、前述のとおり明確に反対していた。筆者がジャン・クラヴェルに、フィリップ・ラムールが反対していたのに、なぜAOC昇格を推進し続けたのか質問したところ、「ラムールは、VDQS全国連盟を率いており、その組織の運営費用はVDQSの生産地域からの会費によりまかなわれていた。VDQSがなくなると会費が取れなくなるからではないか」との回答であった。この内容には疑問も残るが、「私たちは何度も話し合いを重ねた」と話しており、VDQSの販売の現場で苦悩するクラヴェル達と、その20年ほど前の50年代にVDQSを立ち上げたラムールの間には、VDQSへの考え方について埋めようのない溝が存在していたことは確かであろう。クラヴェルの著書やその他の研究から、VDQSではなくAOCを求めた理由には以下のものがあると推察される。

##### (a) 立場があいまいで、販売上のメリットがなかった

クラヴェルは著書の中で、VDQSの立場があいまいであったために市場に浸透しなかったと述べている。法的にはアペラシオン・ドリジヌの一種類と規定されていたが、例えばキャップシー

ルの色はヴァン・ド・ターブルを表す青色で、組合も全国AOC連盟（Confédération Nationale des Appellations d'Origine Contrôlée）ではなく、全国ヴァン・ド・ターブル、ヴァン・ド・ペイ連盟（Fédération Nationale des vins de table et de pays）が管理していたという<sup>(31)</sup>。またミネルヴォワの品質改善とAOCへの動きを研究した学生のDEA（博士論文提出資格証）の論文<sup>(32)</sup>によると、VDQSのミネルヴォワのワインを、ネゴシアンはヴァン・ド・ターブルと同じように販売しており、生産者にとって、ヴァン・ド・ターブルとVDQSによる収入の差がなかったと指摘している。

(b) フランス国内の消費の減少

AOCを求めることは、フランス国内のワイン消費量の減少とも関連していた。フランス人一人あたりの年間ワイン消費量は、1939年には170リットル<sup>(33)</sup>であったが、機械化がすすみ肉体労働が減少したこと、生活の都市化、ワインの飲みすぎによる健康への被害や飲酒運転の危険性を政府がアピールしたことなどから、1970年には、39%減の103.6リットル<sup>(34)</sup>となっていた。その後表1のとおり、ワイン消費量は一直線に下降している。

(表1) フランス人一人あたりの年間ワイン消費量

年	1970	1980	1990	1995	2000
(ℓ/人)	103.60	91.99	67.61	60.86	55.21
増減率	—	-11%	-27%	-10%	-9%

(出典：INSEE, *Consommation moyenne de quelques produits alimentaires*)

消費量が減少しているのは並級ワインであった。量よりも質が求めるという市場の変化の中で、立場があいまいなVDQSにとどまるのではなく、AOCを望み、前述のとおり、生産者一人一人に、生産量を抑え品質を上げる努力の必要性を説いたのである。

(c) 地域への誇り

クラヴェルは、INAOに対して、「ラングドック・ルーシヨンのワインは、ボルドーやブルゴーニュよりも厳しい規則のもとにワインを造っており、品質はしっかりしている」と主張を続けたと語った。ラングドック・ルーシヨンの生産者には、自分たちは、AOCボルドーなどよりも厳しい基準で良いワインを造っているという自負があり、だからVDQSではなく、AOCに相当するという考えがあったのであろう。

その例の一つが、ワインのアルコール度数を高めるために、原材料のブドウの糖分を発酵前に補う補糖である。ラングドック・ルーシヨンとボルドーは、補糖が認められていない地域であった。しかし、AOCボルドーでは補糖が例外措置として認められた。クラヴェルはAOCボルドーが、「補糖で品質を補い、大量に作るのは許せない」と語った。ボルドーのみならず北部生産者も行なう補糖について、ラングドック・ルーシヨンの生産者が当時問題視していたことは確かで、INRA（国立農業研究所）の研究者もこの問題を取り上げて論文を書いている。その中で、当時



の南部の生産者は、自身のワインの価格が低いレベルであることへの不満とともに、「彼らの目には、北部地域の生産者は補糖することによって、彼らのワインの繁栄やその永続性を手にしていると映っていた」と書いている<sup>(35)</sup>。この指摘とクラヴェルと直接話したときの感触から、AOCボルドーの大量の補糖が、ラングドック・ルーシヨンの生産者の気持ちを直接、刺激したことは間違いないと考える。

またクラヴェルは、「AOCの名のもとにワインを売れば、地域の文化を主張することができる」と語った。クラヴェルはラングドックの土地で、父祖から続くワイン生産者の10代目で、直接話をしていても、地域への強い愛情が感じられた。

## (5) 生産者の努力

品質向上のための根本的な対策の一つは、ブドウ品種の植え替えである。当時のラングドック・ルーシヨン地方で主要な黒ブドウ品種はカリニャン種であった。1956年に同地方が大霜の被害にあってから、カリニャン種の植樹が推奨されたこともあり、1968年にはピレネー・オリエンタル県を除く3県のブドウ畑の約40%を占めていた<sup>(36)</sup>。このカリニャン種は多産型で、手をあまりかけなくても多くの果実ができたので生産者は重宝したが、味わいはあまり評価されなかった。このためカリニャン種の量を減らし、味わいがすぐれていて、なおかつ南部の気候風土に適合するシラー種やグルナッシュ種に切り替えることが、品質向上の一つのステップであった。

この品種の植え替えや醸造設備の入れ替えには多額の投資が必要である。その資金源となったのが、前述のプラン・シラクでの支援であり、CEEからの資金援助である。支援は協同組合を中心にすすめられた。ラングドックの中でも規模の大きいVDQSであったミネルヴォワを例にとり、AOC取得のために行われた改革をみてみたい。

### (a) 品種の変更

ミネルヴォワはカルカソンヌの北側、エロー県とオード県の両県、61コミューンに広がるAOCで、1951年にVDQSとして認定され、1985年にAOCに認定された。

このエリア内の1つのコミューンであるロール=ミネルヴォワ (Laure Minervois) での1970年代から80年代の品質改良の動きについて、前述のミネルヴォワの動きを追ったDEA論文では、当時の変化を関係者へのインタビューなどをもとにまとめている<sup>(37)</sup>。これによると、1970年代初めのロール=ミネルヴォワの協同組合は、81,000ヘクタリットルが並級ワイン、2,000ヘクタリットルがVDQSと、主に並級ワインを生産しており、カリニャン種がほとんどであった。1973年、改革推進派の人物が新たに協同組合の会長になると、改革が行なわれていく。まずカリニャン種から、シラー種やグルナッシュ種、その他の品種への植え替えを促進するために、シラー種とグルナッシュ種の協同組合でのブドウ買取価格を他品種よりも高く設定した。さらに「良いワインは良いブドウからできる」という考えに基き、収穫したブドウからVDQS向けに品質の良いものを選ぶための設備を導入した。また組合員である生産者自身への味覚教育も重視した。カリニャン種を全く使わず、シラー種とグルナッシュ種だけで造ったワインを試験的に醸造し、組合員自

身に試飲をさせ、品種の植え替えのメリットを納得させた。カリニャン種は確かに手がかからず、収穫量も多いが、消費者は美味しくなければ買わない。シラー種とグルナッシュ種は、収穫量は落ちるが、味も良いので消費者にアピールできるということを試飲させることにより説得したのである。

#### (b) 販売ルートの主体的変更

もう一つの大きな変更が、販売ルートである。フランス南部を代表するトップ・ネゴシアンであるジャンジャン社のモーリス・ジャンジャン (Jeanjean) は、プラン・シラクが販売経路の簡素化の政策をすすめたことにより、それまで商売を仲介していたネゴシアンの多くが、廃業に追い込まれたと説明している<sup>(38)</sup>。ミネルヴォワでも前述のとおり、VDQSがヴァン・ド・ターブルと同じ価格でネゴシアンで取り扱われ、高品質政策に関心を持つネゴシアンがいなかった。このためミネルヴォワの生産者グループは前述のような品質改善努力を行なうと同時に、販売パートナーの選定の見直しを自らの手で行なったのである<sup>(39)</sup>。

#### (6) ミッテラン大統領の登場

クラヴェルは、インタビューの中で、「AOCへの昇格にあたっては、INAOをはじめ、ボルドーやブルゴーニュ、シャンパーニュなどの有名産地からいろいろと横槍が入り、昇格運動はなかなか実を結ばなかった」と語った。大衆ワインの産地としての歴史を背負ったラングドック・ルーシオンは、エリートの銘醸地であるボルドーやブルゴーニュなどから見ると異質の存在で、同じAOCのグループに入ることは感情的に認められない部分があったのであろう。

昇格の最後の一押しは、1981年の社会党ミッテラン政権の誕生であったとクラヴェルは述べた。「ミッテラン大統領誕生後、昇格をめぐる状況が好転した」というが、実際に、1982年に『フォージュール』『サン・シニアン』、1985年には『コトー・デュ・ラングドック』『コルビエール』『ミネルヴォワ』が相次いでAOCへ昇格した。社会党政権誕生後、INAOの会長は、ラングドック・ルーシオンのAOC昇格に反対しない人物が会長となった。また社会党出身の国会議員が増えたこともラングドック・ルーシオンには追い風であったという。

#### (7) ラングドック・ルーシオン型AOCの意義

1935年成立時のAOCには、歴史と名声に裏打ちされた名声を「守る」という意義があり、言ってみれば数も限られたエリート集団であった。しかし、ラングドック・ルーシオンは、上記の歴史で俯瞰したように、並級ワインの一大産地から脱皮し、激しい競争の中で自分たちのワインを差別化しようと努力を重ね、品質条件を制定し、AOCを獲得した。INRA(国立農業研究所)の研究者、ジャン=マルク・トゥザール (Touzard) はこれを、ボルドーのAOCとは「ベクトルが違う」と説明する<sup>(40)</sup>。ラングドック・ルーシオンは、競争を勝ち抜くために、確固たる品質を持つ証としてAOCを活用したのである。ラングドック・ルーシオンにより、歴史と名声という

要素はないが、品質の高さを保証するという新しい意義がAOCに加わったと言える。

ラングドック・ルーシヨンのAOC取得により、AOC自体が庶民化して品質レベルが下がったと捉える考え方もあるかもしれない。実際、クラヴェルによると、AOC昇格が決まった当時、専門誌などで、「ラングドックのワインによりフランスのAOCの価値は下がるであろう」と書かれたという(41)。しかし、ラングドック・ルーシヨンの生産者が行なってきた品質向上への努力とその品質レベルの高さを考えると、AOCは、品質レベルを維持しながら、エリート主義から脱却し、門戸が拡大したと理解するべきであろう。

#### 4. 新たなステージへ向かうラングドック・ルーシヨンのAOC

##### (1) AOCの階層化

AOC昇格時には、前述のとおり批判を受けたラングドック・ルーシヨンであるが、現在、フランスのAOCワインの生産量では、ボルドー、ロースに次いで第三位(42)を誇る、一大AOCの産地である。

ラングドック・ルーシヨンの生産量全体に対しては、AOCが21.7%、ヴァン・ド・ペイ（現IGP）が69.6%、その他が8.7%である(43)。

新たな動きとして、ラングドック・ルーシヨンはAOCの階層化を進めている。2007年4月30日付の政令にて、AOCコトー・ド・ラングドックをAOCラングドックに変更し、地理的範囲をラングドックとルーシヨンの全域に広げ、同地方のAOCの基層となる地方名のAOCとして位置付けた。この上に、AOCを階層化させる作業が進行中である。AOCラングドックの上層に「グラン・ヴァン・デュ・ラングドック」と呼ばれるAOCのグループ、さらにその上に「クリュ・デュ・ラングドック」と呼ばれるグループを位置付ける三層構造で(44)、階層が上にいくと、収量を含めた生産条件が厳しくなる。例えば、基層である「AOCラングドック」の赤ワイン用のブドウは、収穫時に最低198g/lの糖分を含み、天然アルコール度は最低11.5%、収量は50h l/haまでと規定(45)されている。「AOCミネルヴォワ」はグラン・ヴァン・デュ・ラングドックのグループに位置するが、赤ワイン用のブドウは、収穫時に最低202g/lの糖分を含み、天然アルコール度は最低12%、収量は48h l/ha(46)まで。ミネルヴォワの中でもラ・リヴィニエール村と周辺の数村だけが名乗ることができる「AOCミネルヴォワ・ラ・リヴィニエール」はクリュ・デュ・ラングドックのグループに属し、その生産要件は、赤ワイン用のブドウの収穫時の最低糖分が212g/l、天然アルコール度は最低12.5%、収量は45h l/ha(47)までと、さらに厳しく規定されている。

##### (2) 最新のAOC「ラ・クラブ」

旧AOCコトー・ド・ラングドック（現AOCラングドック）には、「AOCラングドック・カブリエール」のように、コミューン名を付記することが許されている村がある。この中で明確な個性を持つワインが、コミューン名の付記ではなく、単独のAOCとして独立する動きがある。最

初に独立が認められたのは、「ラ・クラブ」で、これまでは「AOCラングドック・ラ・クラブ」であったが、2015年11月1日付の政令(48)で、「AOCラ・クラブ」となり、これまでの地方名AOCではなく、村名AOCとして認められた。

この昇格運動を指揮したのが、偶然にも、コトー・ド・ラングドックをVDQSからAOCに導いた前出のジャン＝クロード・ブスケの息子のクリストフ・ブスケであった。父のジャン＝クロードは、コトー・ド・ラングドック内のやや内陸に位置するテラス・デュ・ラルザックでブドウ栽培を行っていたが、クリストフは自分のワイン造りの理想を求めて、海に近いラ・クラブの土地に移住し、「ドメヌ・ペッシュ・ルドン」を運営している。ラ・クラブの生産者たちが独立を目指し、2007年に組合を結成した際、「父親が経験者で、昇格運動の難しさもわかっているだろうから組合の会長になって欲しい」と周囲から乞われ、代表の任をまかされた。クリストフによると(49)、当初は、村名のクラスではなく、スー・レジョナル（地方名と村名の間）のクラスでの独立を念頭に置いていたそうだが、2010年にINAOの審査団が調査のために訪問してきた際、INAO側から村名で申請してよいという話があり、逆に驚いたという。しかし、「チャンスがきた」と申請準備を進めた。

なぜ、ラ・クラブは村名に昇格したのか。一つはラ・クラブのワインの個性が明確であることである。赤の主要品種の一つ、ムールヴェードル、白の主要品種の一つ、ブルブルーランは、いずれも熟すのが遅い晩熟の品種である。ラ・クラブは春先が暖かく、早く発芽が始まるため、このような晩熟の品種には有利であり、これらを主要品種とすることで、他の場所とは異なる個性を出すことができる。もう一つの理由は、品質に敏感であること。ラ・クラブは地元以外からワイン造りのために移住してきた人が多い。例えば、「シャトー・ダングレス」は、ボルドーの格付け第一級シャトー・ラフィット・ロートシルトで醸造長を務めていたエリック・ファーブルがボルドーから移住し、家族で運営するワイナリーである。そのファーブルによると(50)、「ラ・クラブは、域外から移住してきた人が、ワイナリーを引き継いで、品質向上につとめている」という。協同組合が少ないのも特徴で、「ラングドック・ルーシオンでは平均70%～80%程度が協同組合だが、ラ・クラブでは20%程度と少ない。生産者みな品質を考えている」と説明する。域外からの移住者が多く、協同組合ではなく各人がワイナリーを運営することが多いことが品質重視の姿勢に影響していると考えられる。

クリストフ・ブスケによると、昇格運動の一番の苦労は、組合員全員が了承するルール作りであったという。村名に昇格するためには、地方名のレベルよりも収量を抑えなければならない。また、赤ワインは収穫翌年の8月15日まで熟成させるというルールを加えた。これらの条項やその他の細かいルールを嫌がる組合員もいて、説得に苦労したという。ロゼも造っているが、赤や白に比べて明確な個性を主張することや組合員にルールを徹底することが難しいため、数量も少ないことから、昇格にあたりロゼはあきらめ、赤と白で申請することとしたという。

偶然にも親子二代にわたり昇格運動に関与することとなったわけだが、父ジャン＝クロードからは、「粘り強く」というアドバイスを受けたそうだ。余談だが、ジャン＝クロード・ブスケはご健在で、ドメヌ・ペッシュ・ルドンを気に入り、週末にはモンペリエから自らハンドルを握り、泊まりに来ることもあるという。

## おわりに

以上に俯瞰したように、ラングドック・ルーシオンは、ブドウ栽培には最適な地中海性気候に恵まれ、古くからのブドウ栽培の歴史がありながら、エリート産地の妨害で発展の芽を摘まれてしまった。19世紀の鉄道の敷設でパリと直結し、ワイン産業は活気を帯びるが、大衆ワインの一大産地となり、20世紀初頭から、生産過剰と価格下落に苦しむ。平野部で主に生産される大量生産の並級ワインは、ジャック・シラクのブラン・シラクによる構造改革と、ヴァン・ド・ペイの制定に活路を開く。一方、主に丘陵地帯で造られる高品質のワインは、フィリップ・ラムールがVDQSとして制定したが、生産者は、ワインOCMの誕生により激化する競合環境の中で、AOCを渴望する。品質の良い品種への植え替えや醸造設備の向上など、自らの意識改革をすすめ、ボルドーやブルゴーニュなどのエリート産地からの妨害を克服し、ミッテラン社会党政権の誕生という助けも得て、ついに念願のAOCの取得を果たす。この意味で、生産者の情熱が、逆境を覆したと言えよう。

AOC生産量フランス第三位となったラングドック・ルーシオンは、21世紀に入り、AOCの階層化に努める。奇しくも、VDQSからAOCへの昇格運動を指揮したリーダーの息子が、地方名AOCの村名への昇格運動を指揮した。今後、同様に昇格する可能性のあるAOCも複数存在し、ラングドック・ルーシオンは今やダイナミックな変革が続く、フランスワインの新たな黄金郷となっている。

## 注

- (1)中世において最高の地方行政官セネシャルの裁判所が管轄する地方（ロジェ・ディオンの『福田育弘・三宅京子・小倉博行訳』『フランスワイン文化史全書／ぶどう畑とワインの歴史』（図書刊行会、2001年）355頁）。ガロンヌ河の東端はサン・マケール、ドルドーニュ河の東端はカステイオンであった（同書405頁）。
- (2)同書 293頁。
- (3)同書 300頁。
- (4)ル・ロワ・ラデュリ（和田愛子訳）『ラングドックの歴史』（白水社、1994年）94頁。
- (5)ロジェ・ディオンの前掲書 303頁。
- (6)Marcel Lachiver, *Vins, Vignes et Vignerons*, Librairie Arthème Fayrard, 1988, p. 462.
- (7)*Ibid.*, p. 464.
- (8)第一次大戦後、フランス全土の生産量は伸びるが、南フランスの生産量はフランス全土ほど伸びない（下表2参照）。すなわち、南フランス以外の生産地域での生産量が上昇したのであり、先行研究の中でレミー・ベックは、このことが、生産過剰の原因とみなされた南部の生産者の、他地域の生産者への複雑な感情につながっていると指摘している。
- (9)第一次世界大戦前は150,000ヘクタール程度であったアルジェリアのぶどう畑は、フランスでのワイン不足を補うために1929年には225,000ヘクタール、35年には400,000ヘクタールへと増大。アルジェリアのワイン生産量は、第一次大戦前は年産約700万ヘクトリットルであったが、1929～38年には約1,640万ヘクトリットル、特に1934～38年は1,840万ヘクトリットルに達し、その大半がフランスに流通した。
- (10)国全体の収穫量が多い場合に、一定量以上のものを強制的に蒸留する対策は1930年4月9日付け法律



共同研究：ワインをめぐる法と政策

で初めて導入された。対象は年産500ヘクトリットル以上で、ヘクタールあたりの収量が50ヘクトリットル以上の生産者とされた。なお、AOCのワインは対象外とされた。

(表2) 平均生産量の推移

平均生産量 (mil.hl)	1893-1914	1910-1914	1915-1918	1919-1928	1929-1939
フランス	50.5	47.4	34.9	58.7	59.1
(増減率)	—	—	-37.9%	68.2%	0.7%
南フランス	20.5	23.7	16.8	26.2	24.2
(増減率)	—	—	-29.1%	56.0%	-7.7%

(出典：Rémy Pech, *Entreprise viticole et capitalisme en Languedoc Roussillon du Phylloxera aux crises de mévente*, Association des publications de l'université de Toulouse-Le Mirail : Toulouse, 1974, p. 203)

- ①1934年12月の改訂で、1ヘクタール以上に引き下げられた。
- ②収穫量が多いほうが税金が高くなる。ただし年間生産量が400ヘクトリットル未満の生産者は対象外とされたため、南仏の生産者の半分は除外された。
- ③年間400ヘクトリットル以上の生産者が対象。1935年8月1日付けデクレ・ロワで、この対象は、300ヘクトリットル以上からに拡大された。
- ④AOCの制定に至るまでのフランスでの原産地呼称の保護をめざす法律の制定の経緯については、蛭原健介「フランス第三共和制におけるワイン法の成立-80周年を迎えたAOC制度の意義-」明治学院大学法学研究100号に詳しく書かれている。
- ⑤1919年5月8日官報掲載。
- ⑥Décret-loi du 30 juillet 1935 relatif à la défense du marché des vins et au régime économique de l'alcool.
- ⑦1949年12月21日官報掲載。
- ⑧1912年設立。フランスとアルジェリアのすべてのぶどう生産者組織を統括した。
- ⑨Jean-Robert Pitte, *Philippe Lamour : père de l'aménagement du territoire*, Fayard, 2002, p. 207.
- ⑩ラムールは1946年5月、アメリカの穀類の輸入交渉で当時の食糧相らとともにアメリカに行く。このときにテネシーの国土開発事業を目の当たりにし、これをモデルにラングドック地方に運河を建設し、ローヌ河から水を引くことを決意した。
- ⑪ Jean-Robert Pitte, *op.cit.*, p. 207
- ⑫Martin,J-P., *Les syndicats de viticulteurs en Languedoc*, Doctorat de l'Université Paul-Valéry-Montpellier III, 1994.
- ⑬フランス語Politique Agricole Commune (PAC)、英語：Common Agricultural Policy (CAP).
- ⑭1962年4月20日CEE官報掲載。
- ⑮フランス語：Organisation Commune du Marché viti-vinicole (OCM)、英語：Common Market Organisation for wine (CMO).
- ⑯1970年5月5日CEE官報掲載。
- ⑰1968年に制定され、シラクが積極的に推進した。ヴァン・ド・ペイの制定により、フランスワインの品質分類は4階層となった。上から、AOC、VDQS、ヴァン・ド・ペイ (Vins de Pays)、ヴァン・ド・テーブル (Vins de Table) である。この品質分類は2008年のEUの新たな理事会規則の制定を受け、2009年8月から、地理的表示付きのワインはAOP(AOC) とIGP、さらに地理的表示のないワイン VSIG (Vins Sans Indication Géographique) の3階層となった。ヴァン・ド・ペイは、IGPに移行した。
- ⑱INAO(国立原産地名称研究所：Institut National des Appellations d'Origine)。2007年1月より名称が

Institut National de l'Origine et de la Qualité (国立原産地・品質研究所)に変更された(略称は引き続きINAO)。

- <sup>29</sup>Jean Clavel, *Le 21e siècle des vins du Languedoc*, Editions Causse : St Georges d'Orques, 1999, p. 119.
- <sup>30</sup>ジャン・クラヴェル氏へのインタビュー、2009年10月10日、モンベリエにて。本稿で紹介しているクラヴェル氏の言葉は、すべてこの時のインタビューのものである。
- <sup>31</sup>Jean Clavel, Robert Baillaud, *Histoire et Avenir des Vins en Languedoc*, Éditions Privat : Toulouse, 1985, p. 110.
- <sup>32</sup>Acquier,F., *Territoire et construction de la qualité des vins : L'exemple du Minervois*, Mémoire de DEA, 1996, p. 53.
- <sup>33</sup>Maurice Jeanjean, *Vigne et vin en Languedoc-Roussillon, L'histoire de la famille Jeanjean(1850-2006)*, Éditions Privat : Toulouse, 2007, p. 82.
- <sup>34</sup>INSEE, *Consommation moyenne de quelques produits alimentaires*, <http://www.insee.fr/> 最終閲覧日 2009年10月6日。
- <sup>35</sup>Dubos,J., « Les problèmes posés par l'enrichissement du vin », *Quelques tendances de l'économie viticole Française*, Institut National de la Recherche Agronomique, 1979, p. 51.
- <sup>36</sup>Jean Clavel,*op.cit.*, p. 142.
- <sup>37</sup>Acquier,F., *op.cit.*, p. 69-71.
- <sup>38</sup>Maurice Jeanjean, *op.cit.*, p. 95.
- <sup>39</sup>Acquier,F.,*op.cit.*, p. 70.
- <sup>40</sup>Jean-Marc Touzard, Jean-Pierre Laporte, « Deux décennies de transition viticole en Languedoc-Roussillon : de la production de masse à une viticulture plurielle », *Pôle Sud*, Volume 9, Numéro 1, p. 26-47, 1998, <http://www.persee.fr>, ダウンロード 2009年6月2日。なお、本件については、Touzard氏に直接会い、インタビューを行なった(2009年10月9日)。
- <sup>41</sup>Jean Clavel, *op.cit.*, p. 151.
- <sup>42</sup>2014年実績、FranceAgrimer, Stats 2015
- <sup>43</sup>同上
- <sup>44</sup>各グループごとのAOC(予定のものも含む)は、ラングドックワイン委員会のweb <http://www.languedoc-wines.com/> に記載されている。
- <sup>45</sup>Cahier des charges de l'appellation d'origine contrôlée « LANGUEDOC » homologué par le décret n° 2011-1508 du 10 novembre 2011 relatif à l'appellation d'origine contrôlée « Languedoc », modifié par le décret n° 2013-848 du 23 septembre 2013, modifié par le décret n° 2013-1087 du 28 novembre 2013, modifié par le décret n° 2014-1203 du 17 octobre 2014, modifié par le décret n° 2015-1390 du 30 octobre 2015 publié au JORF du 1er novembre
- <sup>46</sup>Cahier des charges de l'appellation d'origine contrôlée « MINERVOIS » homologué par le décret n° 2011-1546 du 14 novembre 2011, JORF du 17 novembre 2011
- <sup>47</sup>Cahier des charges de l'appellation d'origine contrôlée « MINERVOIS-LA LIVINIÈRE » homologué par le décret n° 2011-1799 du 6 décembre 2011, JORF du 8 décembre 2011
- <sup>48</sup>Décret n° 2015-1389 du 30 octobre 2015 homologuant le cahier des charges relatif à l'appellation d'origine contrôlée « La Clape »
- <sup>49</sup>クリストフ・ブスケ氏へのインタビュー、2015年5月12日、ドメヌ・ベッシュ・ルドンにて。本稿で紹介しているブスケ氏の言葉は、すべてこの時のインタビューのものである。
- <sup>50</sup>エリック・ファーブル氏へのインタビュー、2015年5月11日、シャトー・ダングレスにて。